

アンチダンピング制度と 開かれた通商システム

貿易救済措置の申請者の観点から

於 経済産業省

2019年10月29日

アジェンダ

- 本プレゼンテーションの大局的観点:
 - 米国におけるアンチダンピング（“AD”）：
グランドバーゲン
- AD調査申請者とその弁護士等の実践的見地
- ADに関する法制度が担う役割の展望

米国におけるAD: グランドバーゲン

□ 関税自由化（引き下げ・撤廃）の鍵となるAD

- 政府による不公正貿易への法制度の**確実な執行 (enforcement)** が行われる限り、公正な貿易による輸入貨物との市場競争を受け入れるという産業レベルでの認識の一致（セーフガードも考慮）

□ 法制度の**確実な執行 (enforcement)** とは:

- a) 効果的な救済措置
- b) 迅速な対応
- c) 非協力企業へのペナルティ
- d) 迂回・回避の防止
- e) 外交政策やその他の考慮事項から可能な限り切り離した対応

米国AD法を申請者にとって効果的なものとする コンセプト・ツール

- 遡及適用 (Retrospectivity) と不確実性
- 累積 (Cumulation)
- ゼロイング／ターゲットダンピング
- 非市場経済国 の場合の代替価額方式 (Surrogate Values)
- 非協力企業への不利な知り得た事実 (Adverse Facts Available (“AFA”)) の適用
- 特殊な市場状況 (Particular Market Situation (“PMS”))

AD調査申請者とその弁護士等にとっての実践的見地

1. 申請者の観点から見たAD調査・措置
2. 手続きの開始
3. コストと利益
4. 弁護士、その他のアドバイザーの役割:
 - a. 申請書の準備における役割
 - b. 調査における役割
 - c. 調査完了後の役割
5. 最適なアドバイザーを選ぶためには

申請者の観点から見たAD調査・措置

□ 正当性 v.s. 実用性

- 不公正貿易への対応 v.s. マーケットシェア（もしくはその両方）
- 国家の経済政策との関連性

□ 全体的なニーズ

- 目に見える、迅速な成果（調査開始・暫定措置までのスピード）
- 外交政策やその他の考慮事項から切り離した対応
- 確実な執行が鍵であり、その為には税関による厳格な管理が必要

手続きの開始

- マーケット情報の収集（顧客、競合者、統計データから）
- 弁護士・アドバイザーの選定
- 調査当局（政府）との意見交換・相談
- マネジメントによる手続きへのコミットメントの決定
- AD&補助金相殺関税調査の同時申請の検討
- 調査当局による調査開始を確実にする質の高い申請書の準備

コストと利益

□ 利益

- 市場へのメッセージ
- より規律ある価格決定
- 供給量急増のリスク軽減
- 貿易転換の可能性の軽減

□ コスト

- 自社リソースのコミットメント
- 弁護士・アドバイザー費用
- 顧客との関係性

弁護士、その他のアドバイザーの役割

□ 申請書準備における役割

- 調査当局による調査開始を確実にする質の高い申請書の準備
 - クライアントからの有用かつ質の高い情報の収集
 - 合理的かつ効果的な調査対象範囲の検討
 - 調査対象国の戦略的な決定
- 政府との率直(かつ適切)な意見交換・相談

弁護士、その他のアドバイザーの役割

□ 調査における役割

- 調査対象者（回答者）から提出される情報を疑う
- 重要なポイントに焦点を当てる
- 調査当局による積極的な調査を促す（AD調査では、親切な態度を取ることでボーナスポイントを得ることは無い）

弁護士、その他のアドバイザーの役割

□ 調査完了後の役割

- 確実な執行に注力する（クライアントと共に、AD措置の効果モニタリングする）
- 迂回・回避行為が無いか警戒する
- 税関当局と協力して不正行為の発見・対応に努める
- 政府による発動措置の正当性に関する主張をサポートする（国内・国外の司法機関等にて）

最適なアドバイザーを選ぶためには

□ 良いアドバイザーの条件:

- 申請者のビジネス・事業を熟知している
- 国内法及び国際法・ルールの見識が深い
- 評判がよく、信頼できる
- 申請者及び政府に自信・安心を与える

AD法が担う役割の展望

- 一般的な関税自由化（MFNベース）が限度を迎える可能性
- 特恵税率を利用した選択的な関税自由化の更なる普遍化
- 不公正な貿易への厳格な対応の必要性は変わらず、ADやその他の貿易救済措置は今後もその役割を担い続けることが見込まれる



グレゴリー・J・スパック

パートナー ワシントンDC
+1 202 626 3641
gspak@whitecase.com

White & Caseの国際通商グループの部門長であるグレッグ・スパックは、国際通商規制から生じるあらゆる問題においてクライアントをサポートしている。1995年以来White & Caseの国際通商グループにおいてパートナーとして築き上げたその類まれなる実績と評判を基盤として、国際通商に関わる国家政府やグローバル企業から信頼できるアドバイザーとして評価されている。

リティゲーターとして、国内の行政手続きや司法機関において通商規制関連の訴訟を担当し、また、地域貿易協定や多国間貿易協定に基づく仲裁委員会においてもクライアントを代表して通商問題を争っている。近年は、世界貿易機関(WTO)における訴訟解決手続きに関しても、パネル・上級委員会の手続きにおいてリードカウンセラーとして顕著な実績を重ねている。

White & Case LLP, Tokyo

White & Case Law Offices
(Registered Association)
Marunouchi Trust Tower Main
26th Floor, 1-8-3 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Japan

White & Case LLP, Washington, DC

701 Thirteenth Street, NW
Washington, District of Columbia
20005-3807
United States

White & Case LLP, Brussels

Wetstraat 62 rue de la Loi
1040 Brussels
Belgium

White & Case LLP, Geneva

2nd Floor
Quai du Mont-Blanc 5
1201 Geneva
Switzerland

White & Case, S.C., Mexico City

Torre del Bosque - PH
Blvd. Manuel Avila Camacho #24
11000 Ciudad de México
Mexico